

**日程第15 議案第12号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例について**

○議長（岡 弘悟君）日程第15 議案第12号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例について を議題といたします。

この際、当局から発言の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）ただ今から審議いただきます橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例につきまして、一部訂正の願いとおわびを申し上げます。

議案書75ページでございます。

条例第10条第1項第2号中、第15条とあるところを第14条に訂正お願いします。

今後、このようなことのないように十分心がけますので、よろしくをお願いします。

誠に申しわけございません。

○議長（岡 弘悟君）ご了承願います。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

19番 小西君。

○19番（小西政宏君）おはようございます。一点ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

今、この条例で確認をさせていただきますと、賃料の部分については記載をしていただいておりますので、今後いくらで貸していくのかという部分は理解をしております。

そこで、一点確認をしたいのは、もちろん住宅ですので一緒に住むときに必要になってくるのは、駐車場というのはまた借りる側にとっては気になるのかなという中で、この駐車場においては記載のほうがないので、考え

ていただいているとは思いますが、今の現状と今後どのようにして駐車場を貸していくのか。そして、貸すにあたって、また賃料等もどれぐらいを考えているのか。また、その貸す方法等、今、考えていることをお聞きしときたいと思います。お願いします。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）駐車場についての私どもの考え方を説明させていただきます。

まず、現状ですけれども、69戸に対しまして駐車場区画数40区画となっております。それも事業者対象世帯の方が使用しておりますので、本年3月の調査によりますと、18区画使用している。それも、入居間同士で任意に交換したりとかしている状況にあるというふうなことを聞いております。

そこで、この条例が可決していただけたら、速やかに入居世帯を個別に訪問いたしまして、もちろん用途廃止、用途変更の説明であるとか、今後、地域優良賃貸住宅に変わるわけで、要するに、移行の説明であるかと同時に、駐車場においてもいろいろ調査させていただきたい。それで、1月中には、駐車場を何区画提供できるかというのを決定した上で公募していきたいと。

現状で、料金については調査しています。もっと精度を高めようとは思っていますけど、今の段階で15件ほど調査させていただいて、平均6,900円ぐらい。6,900円でやるとはまだ言いませんけども、もうちょっと精度を高めた上できちっと決めて公募をかけたい。公募するまでにはきちっと要綱を定めたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

17番 井上君。

○17番(井上勝彦君) ちょっと部長、お尋ねしときますけども、あそこにはエレベーターはあるのかな。伏原の公営住宅の場合、エレベーター、4階建てでついているんやけど、エレベーターの管理費用については、今のこの住宅については、それも一緒に家賃の中へ含んだものであるのか、要するに、別途管理費用というのはかかってくると思うんやけど、伏原住宅の場合は別に支払いをかけると。今、小西議員も質問に立っておったけども、そういう駐車場の料金、あるいは共益費というんですか、そういうものが加算されたら、かなりものになってくるんとかやうかなということも計算の上で家賃設定されとるんかどうかというのを、ちょっとお尋ねしときます。

それと、もう一つは、やっぱり若い方々に住んでいただこうと思えば、駅にも近いし非常にいい場所でもあるし、そこらはやっぱり今後、そういう若い人にも住んでいただくためには、できるだけそういう方々に対する減免というんですか、制度というんか、そういったものも考えていくべきやと思うんやけど、そこらも含めてちょっとご答弁願います。

○議長(岡 弘悟君) 建設部長。

○建設部長(奈良雅木君) 共益費をとるかどうかというご質問と思うんですけども、共益費につきましては、国の制度要綱上、取ることはできません。ただしながら、議員おただしのおり、家賃設定のときに、だいたい2,000円から3,000円程度を見込んだ上での家賃設定となっております。

それと、今後、若い人を対象に減免するかという話につきましては、現状のところは考えておりません。

以上です。

○議長(岡 弘悟君) ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) ペット等についてはどういうお考えなんでしょうかね。

○議長(岡 弘悟君) 建設部長。

○建設部長(奈良雅木君) 現状、ちょっと申しわけないんですけども、ペットについては考えておりませんでした。今後、きちっとして方向性を示したいと思いますので、申しわけございません。

○議長(岡 弘悟君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第16 議案第13号 橋本市地域優良賃貸住宅基金条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第16 議案第13号 橋本市地域優良賃貸住宅基金条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第17 議案第14号 橋本市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第17 議案第14号 橋本市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第14号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号 橋本市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第15号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君)日程第18 議案第15号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番(阪本久代君)この工業団地造成事業

特別会計、工業団地造成事業ということで新しく特別会計がつけられるわけなんですけど、今、あやの台の北部、半分がこれから造成に入るといことなんですけど、この特別会計は、どの時点をもって終了にする予定なのか、そのことについての説明をお願いします。

○議長(岡 弘悟君)経済推進部長。

○経済推進部長(笠原英治君)平成31年度から本格的に造成工事もかかりますし、営業活動も積極的に行っていきます。今まで紀ノ光台は一般会計で処理されておったわけなんですけど、きっちりこのあやの台の北部の用地につきましては、歳入歳出バランスをしっかりと見ていきたいというふうに考えております。そういったところから歳入の部分については、土地の売却収入とか、県の負担金、南海の負担金、そういったものがるわけなんですけど、歳出の部分については工事費用がほとんどになってまいります。そういったところから、全ての物件が売買完了する時点までは、この特別会計については存続していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長(岡 弘悟君)8番 阪本君。

○8番(阪本久代君)残りの部分についてもということでしょうか。

○議長(岡 弘悟君)経済推進部長。

○経済推進部長(笠原英治君)第2次の部分についても、特別会計で処理していきたいというふうに考えております。

○議長(岡 弘悟君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第15号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第19 議案第16号 橋本市企業誘致対策基金条例の一部を改正する条例について**

○議長（岡 弘悟君）日程第19 議案第16号 橋本市企業誘致対策基金条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第16号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号 橋本市企業誘致対策基金条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第20 議案第17号 橋本市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（岡 弘悟君）日程第20 議案第17号 橋本市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 橋本市水道事業の設

置等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第18号 橋本市共同利用農機具及び施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第21 議案第18号 橋本市共同利用農機具及び施設設置及び施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）この共同利用農機具倉庫及び育苗施設関係なんですけれども、もともとは同対事業でやられたことだと思んですけども、その役割を終えてきたということで組合でやられておることなんですけども、組合員も少なくなって、現在、使用者が1名から2名ということなんですけども、原田区につきましては組合と地元区の協力があって廃止ということなんですけども、残された神野々、高野口につきましては現状どうなっているのか。今後、この辺についても廃止の方向でいくかどうか。その辺を少し答弁いただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）市の公共施設等の総合管理計画に基づきまして、できるだけ減価償却の終わった施設については地元へ譲渡させていただいて、有効に活用していただこうというふうに判断しております。そういう状況の中で、いち早く原田地区の皆さま

にはご理解いただいて、今回、移譲をしていくようになったわけなんですけども、ほかの施設につきましても、現在、協議を進めておりました、もう一件、竹尾のほうで話がかなり進んでおるところでございます。ほかの施設についても調整が整い次第、譲渡していく方向で現在進行しておるところでございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 橋本市共同利用農機具及び施設設置及び管理条例の条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第23号 橋本市太陽光発電設備の設置に関する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第22 議案第23号 橋本市太陽光発電設備の設置に関する条例について を議題といたします。

この際、当局から発言の申し出がありますので、これを許します。

市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）申しわけございません。一部訂正がございますので、ご報告いたします。

議案書に添付しております参考資料の4ページ1行目の別表第3条関係となっておりますが、正しくは第4条でございます。

おわびの上、訂正させていただきます。申しわけございません。よろしく願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）ご了承願います。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）条例を見ていますと、第3条に適用範囲が載っておりますが、発電出力50kW未満とあります。現在、市内に50kW未満の発電施設はあるのかどうか。また、あるのであれば、課題があれば教えていただければと思いますし、その施設がもしあるのであれば、多分、適用はされないと思うんですが、この条例は適用されるのかどうか、その点いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）まず、50kW未満の市内にある件数ということなんですけども、現在、市内においてFITの認定件数、これを受けておるのが2,152件あります。このうち、未稼働件数というのが106件ございます。既に導入されている、発電を行っている施設というのが2,046件ございます。そのうち、10kW未満というのについては、これは一般家庭の建築物の屋根に設置されているものがほとんどなんですけども、これについての稼働件数が1,704件、10kWから50kW未満が327件、未稼働については、10kW未満が41件、10から

50kW未満というのが55件ございます。これら未稼働件数については、今後、この条例が公布された後、適用されていくことになるかと思えます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）ちょっと勉強不足なんで聞き方がおかしかったらおわびします。条例を読んでいたら、完了であったり廃止の部分というのは一応、定義としてうたわれておるんですけども、先ほど部長がおっしゃったように、家庭用はまた買い取りの感覚が違いますし、産業用の10kW以上50kW未満という条例だと思うんですけども、買い取りに対して経済産業省の法律の枠があって、買い取りの期間って定められていますよね。約20年とか。憲法とか約束事が変われば、また話も変わるんですけど、基本的に今の約束事で言うと、20年後という、空き家じゃないですけども、パネルとかそういう設置した建物が今後どうなっていくのかということが一点と、あと、そのパネルについての再利用とか、20年後なんでここで議論するのはおかしいと思うんですけども、一応、途中で事業者が何かあったりとか、そういうときの対策というのはうたわれていないように思うんですけども、そこまで踏み込めるんかどうかはいかがか、ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）この事業終了後の撤去、また処分ということについては、今後、かなり大きな問題点になってくるだろうと。これは国の中でも懸念されております。国の中でも撤去に関するガイドラインというのも、既に作成されておるわけなんですけども、市としましても今後、20年、30年後のこの問題、非常に懸念しております。

そのような中で、市長のほうから10月15日

に国のほうへ陳情も申し入れしております。その中でも、特に事業終了後に残る太陽光パネル等の発電施設の撤去、これについては国が責任を持っていただきたいというような申し入れもしております。これに対して、国のほうからも撤去というのについてはFITの買い取り費用の中に含まれておるといことでございます。

現在、明細に分かれていないということもありますので、外部に積み立てるなど、今後、法なり政令等で盛り込んでいきたいということも、国のほうからも返事をいただいております。また、廃棄費用の積み立て計画や進捗、これらについても報告させるというようなことで、国のほうの中でも検討していただいております。

また、現在、ガイドラインの中で、事業終了後、可能な限り速やかに撤去をすることというような文言もございますので、事業者の責任においてやはりやっていただかんなん。ただ、今後、これについては件数も非常に多いことから大きな問題になりますので、国の法改正なり、その辺を注視しながら、常時これについては検討していく必要があると考えております。

それと、もし事業者が途中で倒産なり事業を中断した場合のということなんですけども、当然、それについても事業者の責任においてやっていただく必要があろうかと思っております。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）一般論として、条例制定権には罰則をつける権限を地方自治体は有しているんですけども、これは罰則がないんで、罰則をつけたほうが実効性があるんじゃないかと。また、いろんな面で守ってもらう

ための抑止力というかな、そういうものに働くことができるんで、市当局も、あるいは住民の方も目的達成しやすいんじゃないかと考えるんですけども、その辺についてのお考えはいかがですか。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）罰則規定については、本条例案を作成にあたり、検討はいたしました。また、全国の事例も調べたんですけども、罰則規定について設けておる自治体というのはございません。一部、兵庫県の県条例ではありましたけども、そのほかの自治体ではございませんでした。条例に対する義務の履行ということを求めるといことに対して、やはり事業者に対して丁寧かつ根気よく指導を繰り返して、条例の理解を深めていただくという方法が一番実効性があると考えております。

また、今回、条例案にも明記しているとおおり、事業者名の公表ということも盛り込んでおりますので、これをするによって、事業者に対して社会的に大きなデメリットをこうむることもございますので、本条例案のとおり指導、勧告、公表、また、県や国への報告ということで十分ではないかと考えております。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第23号については、総務委員会に付託いたします。

この際、10時35分まで休憩いたします。

（午前10時18分 休憩）